

コロナに負けるな！浅井スクスク基金

子ども緊急助成プログラム 募集要項

公益財団法人公益推進協会

新型コロナウイルス感染症のまん延によって、経済活動が停滞し、離職や収入の大幅減に見舞われたり、長期間に渡るテレワークや休校措置によって、経済的にも精神的にも子どもやその家庭が厳しい状況に追い込まれています。さらに、文化芸術スポーツなどの各種活動も中止や延期に追い込まれており、もともと脆弱な生活困窮家庭では、衣・食・住を伴う生活面、教育面、精神面等において、時には生命にかかわる甚大な影響を及ぼします。

「浅井スクスク基金」は浅井一雄様と奥様の貞子様からのご寄付で作られた子ども応援のための基金ですが、本プログラムでは、こうした緊急事態に追い込まれている子どもやその家庭に対して、新たな取り組みを行おうとしている非営利団体に対して、スピーディーな支援を届けるために緊急助成を行います。

(助成支援対象)

次のいずれにも該当する団体

- ① NPO 法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人などの**非営利法人組織**
※国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。
- ② これまでに経済的に困難な環境にある子どもと家族に対するケアに取り組んでいる団体（学習支援、居場所、学童、子ども食堂、職業支援など）で、コロナ禍に対応して新たに事業を始めた又は始めようとする団体

※通常の活動ではなく、コロナ禍において、新たに始めた又は始めようとする事業

◇ 助成支援対象事業の例 ◇

- ①オンラインプログラムの新規提供
- ②在宅時間延長に伴う虐待や悩みを防止するプログラムの追加実施
- ③ひとり親家庭等への食料支援や職業支援などの新たな拡充
- ④コロナウイルス感染症防止のために必要なマスクやアルコール等の予防衛生物資の提供
- ⑤活動が制限されている子どもたちのための居場所の開設や拡充

(支援内容)

1件あたり原則として 下限 20 万円～上限 100 万円

※助成金の使途は、申請する新規や追加の事業活動に伴う事業費、人件費、事業遂行にあたってかかるその他の経費（コロナ禍に関係なく恒久的に使用する備品等の購入は不可）

◇ 新たな事業を行うための事業費としての対象経費の例 ◇

- ①事業や組織のオンライン対応のための経費
- ②物品、食材等購入費
- ③交通費、ガソリン代、会場費
- ④コロナ禍対策として新たな事業を行うための人件費

※公的資金が充てられる費用は対象外です。

※本プログラムでは、緊急性を考慮し、コロナ対策としての緊急事態宣言後に発生した支出に関し、申請事業に関わる費用であれば、本申請事業開始前に発生した支出についても計上を認めます。

(支援団体数)

10 団体程度 (全国)

(支援対象事業期間)

原則として 2021 年 6 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに行う事業

(※ すでに昨年の緊急事態宣言発令後に始めている事業でも応募できます)

(選考方法)

原則として書類審査で決定します。外部有識者を含む選考委員会に諮り、常任理事会の決議を経て、助成対象事業ならびに助成金額を決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(選考基準) 必ずしも下記のすべてに当てはまる必要はありませんが選考の際重視いたします。

- ① 経済的に困難な環境にある子どもと家族に対するケアに取り組んだ活動実績があるか
- ② 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い必要となるニーズに対して応える事業内容であるか
- ③ 経済的に困難な状況下にある子どもや家庭に支援が届く事業内容であるか
- ④ 事業の緊急性が高いか
- ⑤ 事業が適切に計画されているか
- ⑥ 組織全体は適切に経営されているか

(応募の手続き)

◇ 応募期間 ◇

第一次募集 2021 年 6 月 1 日(火) ～ 2021 年 6 月 14 日(月)当日消印有効

第二次募集 2021 年 6 月 16 日(水) ～ 2021 年 7 月 12 日(月)当日消印有効

※応募用紙及び振込口座届は、当財団ホームページ (<https://kosuikyo.com/>) よりダウンロードし、必要事項を記入して、FAX 又はメール (info@kosuikyo.com) でお送りください。

(助成金の交付)

助成対象事業に決定した後、指定の銀行口座に助成金を振り込みます。

(結果通知)

選考結果については、当財団事務局から文書にて通知します。応募書類は返却できません。なお、応募書類に記載されている個人情報、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、厳重に管理します。

(助成対象者の義務)

助成金の受給を受けた場合は、申請の予定通り、速やかに事業を遂行してください。

- (1) 受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- (2) 助成対象事業の内容に変更するときは、その旨を当財団に申し出て承認を得てください。
- (3) 助成対象事業が中止になった場合や重複しての受給となることが判明したときは、助成金交付申請変更届を当財団に遅滞なく届け出てください。
- (4) 助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に助成対象事業完了報告書を提出してください。なお、報告書には、請求書、支払先や支払金額が明記された領収証もしくは収支計算書等のコピーを必ず添付してください。
- (5) 助成金交付事業の適正な執行のために必要がある場合は、当財団から状況報告を求め、または帳簿書類等の調査を行う場合があります。

(助成金の交付決定の取り消し及び返還)

公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠ったその事実が判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還していただきます。

- (1) 助成対象期間内に助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (4) 助成金の交付に際し当財団から特別に依頼した内容または条件に違反もしくは従わなかったとき

(応募・お問合せ先)

東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2階

公益財団法人公益推進協会 子ども緊急助成プログラム事務局宛

TEL 03-5425-4201 FAX 03-5405-1814